

会 員 細 則

一般社団法人A I ラップ工法協会

【令和5年3月1日】制定

(細則について)

第1条 一般社団法人A I ラップ工法協会（以下、「当法人」という）の定款第3章に定める事項に基づき、入退会、会費等の会員に関する規定や手続を定める。

(会員の種別)

第2条 定款第7条に規定する以下（1）～（4）の4種とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- （1）特別会員 本工法の知的財産の権利を有するなど、研究開発に関して貢献する個人及び団体
- （2）正会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体
（当法人の運営に携わる個人及び団体）
- （3）一般会員 当法人の事業目的を具体的に実行する個人及び団体
（本工法を用いて工事を行う、または本工法を販売する個人及び団体）
- （4）顧問 当法人の目的を遂行するにあたり、多大な影響力を有する個人及び団体

(会員の権利)

第3条 施主に提出する施工体制台帳に入っており、かつ本工法に使用する密閉化及び空調機器を自ら調達して、責任を持って施工する場合は、工法を使用することができる。

(会員の遵守事項)

第4条 会員は、当法人へ入会するにあたり、次の事項を遵守しなければならない

- （1）自社の社員や作業員の安全を優先すること。
- （2）確実に高品質な施工が可能となる環境を作り、建築関連企業の信頼を向上すること。
- （3）効率化により少数であっても可能な限り多くの現場で活躍し、人々の当たり前の暮らしを作り、守り続けること。
- （4）会員同士が共に現場で得た知見を共有し、互いに当法人が有益なプラットフォームとして機能するよう努めること。

(会員の期間)

第5条 会員の期間は、毎年3月1日から翌年2月末日とする。

- 2 当法人の事業年度途中で入会した会員の期間は、入会日より次の2月末日までとする。
- 3 会員から毎年1月末までに退会の意思表示がない場合は、自動的に会員資格が継続更新される。

(入 会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、当法人の事務局を通じて所定の入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、理事会の承認後、承認日から30日以内に入会金及び初年度年会費を一括して入金しなければならない。

(会 費)

第7条 入会金及び会費は、次に定めるとおりとする。

入会金 300,000 円 年会費 250,000 円

- 2 会費は年会費制とし、原則として毎年1月1日から2月末日までの間に翌年分の年会費を一括で支払う。
- 3 会員が事業年度途中である8月以降に入会する場合、年会費は半額の125,000円とする。
- 4 会員が既に納めた入会金及び会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 5 入会后、年会費の増額があった場合、会員は既に納めた本条に定める年会費と増額後の年会費との差額を支払うものとする。

(資格取得)

第8条 第6条に基づき会員として入会を承認された者は、前条に基づき入会金及び初年度会費を納付した日から会員資格を取得する。

(退 会)

第9条 会員は、定款第10条に定める手続に従い、退会することができる。

- 2 退会しようとする会員は、退会日の1か月前までに、退会届を理事会へ提出しなければならない。

(除 名)

第10条 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき（第11条3項を含む。）
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(暴排条項)

第11条 会員（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）は、現在、暴力団、

暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

3 当会は、会員が前2項のいずれか一にでも違反した場合、除名する。

4 当会は、前項に基づく除名により除名された会員が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わない。

(会員及び社員資格の喪失)

第12条 第9条、第10条、前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。社員については、社員としての地位を喪失する。

- (1) 第7条の年会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 死亡、失踪宣告又は法人若しくは団体たる会員が解散したとき

(会員及び社員資格喪失後の権利及び義務)

第13条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基

づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(本規則の改廃)

第 1 4 条 本規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 当法人会員名簿は、事務局にて管理、更新を行う。
- 2 本規則は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。